

ホーチミン市サイゴン・ハイテク・パーク研究所
と
滋賀県商工観光労働部商工政策課との間の研究開発に関する覚書

ベトナム社会主義共和国ホーチミン市のサイゴン・ハイテク・パーク研究所と日本国滋賀県商工観光労働部商工政策課（以下「両者」という。）とは、お互いの協力関係を促進するため、次のとおり合意する。

1. 両者は、IoTに基づく排水監視システム、排水処理技術および関連分野を対象に、環境保全に係る研究開発を促進する。
2. 両者は、各々の関係する研究員および専門家の交流を促進する。
3. 研究開発に必要な経費やその分担は、相互の協議を通じて決定する。
4. 両者は、双方の研究機関や企業間の取引において、知的財産権の保護に協力し、相互の良好な信頼関係の構築・維持に努める。
5. 両者は、この覚書に明記されない限り、ホーチミン市人民委員会と滋賀県の間で、また、サイゴン・ハイテク・パークと商工観光労働部の間で交わされた二つの覚書を尊重する。
6. この覚書は、署名日から3年間効力を有する。その後においては、両者のいずれかが、失効日の6か月前までにこの協定を終了させる旨の書面による通知をしない限り、有効期限の終了日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この覚書は英語、ベトナム語、日本語で作成され、全ての言語が対等の効力を有する。解釈に相違が発生する場合は、英語を優先するものとする。

日付: December 14, 2018

日付: December 14, 2018

ホーチミン市
サイゴン・ハイテク・パーク研究所
所長

滋賀県
商工観光労働部商工政策課
課長

ゴ・ボ・ケ・タイン

望月 敬之